

規制に係る事前評価書

法令の名称	水銀による環境の汚染の防止に関する法律案
政策の名称	新用途水銀使用製品の製造等に関する措置
担当部局・評価者	環境省環境保健部環境安全課長 森下 哲 電話番号:03-5521-8260 email: ehs@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 山内 輝暢 電話番号:03-3501-0080 email: qqhbbf@meti.go.jp
評価実施時期	平成27年3月5日(木)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、新用途の水銀使用製品の製造等を抑制する。
内容	人の健康又は環境の保全に寄与する場合でなければ、新用途の水銀使用製品の製造等をしてはならないことを基本原則として定めるとともに、当該製品を製造しようとする事業者に対し、当該製品の利用が人の健康又は環境の保全に寄与するかどうかについて自ら評価をさせ、その結果等を届け出を求めることとし、届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対する罰則を設ける。さらに、主務大臣が当該評価の方法に疑義がある等と認めるときは、必要に応じて、当該届出者に対し勧告することができる規定を設ける。
関連条項	第13条～第15条
必要性	条約上、条約発効日以前に知られていない用途に利用する水銀使用製品は、環境又は人の健康に対する利益が明示されない限り製造及び商業上での流通を抑制することが規定されており、その担保のため、本法において既存の用途に利用する水銀使用製品以外の水銀使用製品の製造及び販売を抑制する措置を講ずることが必要。
費用	
遵守費用	<ul style="list-style-type: none"> ・当該製品の評価に係る費用が発生する。 ・届出書類の作成に係る費用が発生する。
行政費用	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の方法の策定に係る費用が発生する。 ・届出書類の確認に係る費用が発生する。 ・基本原則の遵守状況の確認及び勧告を行うための費用が発生する。
その他の費用	事業者によっては、競争する手段・活動が一定程度制限される可能性がある。
便益	新用途に利用する水銀使用製品について、環境又は人の健康に対する利益が明示されない限り、製造及び販売が抑制されることで、条約の的確かつ円滑な実施を確保することができる。

想定される代替案		
代替案①	人の健康又は環境の保全に寄与する場合でなければ、新用途の水銀使用製品の製造等をしてはならないことを努力義務として規定し、必要に応じて行政指導によりその遵守を図る。	
	費用	
	遵守費用	なし
	行政費用	事業者における取組状況を確認するとともに、必要な場合には行政指導をするための費用が生じる(我が国が条約上の責務を果たすために、指導監督権限や罰則等が法的に裏付けられていない状態で、不断の監督・行政指導を行う必要があるため、新法による規制案に比べ相当程度多い行政費用が発生する。)
	その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者によっては、競争する手段・活動が一定程度制限される可能性がある。 ・事業者が十分な取組を行わない場合、人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与しない水銀排出源が増加することとなる。
	便 益	我が国においては水銀代替・低減技術の開発・普及が進んでいることから、産業界の自主的取組だけで新用途水銀使用製品の製造及び販売はある程度抑制されることが期待されるものの、条約の担保措置としては不十分であると考えられる。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:新法による規制案では、事業者や行政において評価結果の届出手続きに係る費用負担が発生するが、代替案①では我が国が条約上の責務を果たすために、指導監督権限や罰則等が法的に裏付けられていない状態で、不断の監督・行政指導を行う必要があるため、新法による規制案に比べ相当程度多い行政費用が発生する。また、代替案①では、事業者が十分な取組を行うことが法的には担保されないため、事業者が十分な取組を行わない場合、人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与しない水銀排出源が増加することとなる。

便益:いずれの場合にも、条約の的確かつ円滑な実施を確保することができる。ただし、代替案①では、人の健康の保護又は生活環境の保全に関する評価を事業者が行った後、事業者自身で結果を判断することとなるため、当該判断の妥当性を国が判断し、法的権限に基づき勧告する新法による規制案に実効性の点で劣る。また、代替案①では、新用途の水銀使用製品の製造状況や環境保全等に寄与するかどうかの評価結果等を国が把握することができないため、条約担保の観点からは不十分であると考えられる。

以上より、発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施が確保され、そのための費用を比較的少ない形で達成できることから、新法による規制案は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」(平成26年12月22日中央環境審議会答申)(抄)

水銀代替・使用量削減について優れた実績と技術を有する我が国は、水銀添加製品における水銀使用を削減していくという条約の趣旨に鑑み世界から水銀被害を無くすため先頭に立って力を尽くす役割がある。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考